

問い合わせ先(事務局)
浜松市新型コロナウイルス感染症
対応関連償還利子補助金事務局
tel. 053-488-7785



令和3年度浜松市新型コロナウイルス感染症 対応関連償還利子補助金に関するお知らせ

【注意】本通知が送付された事業者が交付対象者とは限りません。下記交付対象者要件をよくご確認のうえ、交付対象者に該当する事業者は申請をお願いします。

1 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少など業況悪化を来している中小企業者等の資金繰りを支援するため、「静岡県経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」により借り入れた資金に係る償還利子について、市が補助することで実質3年間無利子化する制度です。(※補助対象期間の3年間、毎年申請が必要です。)

2 補助内容

令和2年3月18日から令和3年3月31日までに金融機関に支払った「経済変動対策貸付」にかかる利子相当額を補助します。

※融資実行日に引き落とされた利息についても、漏れなく申請してください。

3 交付対象者

1. 当該融資申込日に市内に主たる事業所を有するもの
2. 補助金の申込日まで、引き続き市内に主たる事業所を有するもの
3. 市税を完納しているもの
4. 市税の特別徴収を実施しているものまたは正当な理由により特別徴収の対象とならないもの

4 申請期間

令和3年6月1日(火)から令和3年8月31日(火)(消印有効)

※申請方法については裏面をご確認ください。

5 申請方法

交付対象者に該当する事業者は、

①郵送、②WEBのいずれかの方法により申請してください。

①郵送

②WEB

1. 申請様式の取得

浜松市公式HPより以下の申請様式を取得してください。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (3) 誓約書(第5号様式)
- (4) 提出書類チェック表

1. 申請フォームへアクセス

浜松市公式HPより申請フォームへアクセスしてください。

浜松市公式HP:新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/sangyosomu/syokannrishi.html>

「浜松市」⇒「創業・産業・ビジネス」⇒「産業振興」⇒「企業支援」⇒「補助金・サポート」
⇒「新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金について」



2. 必要書類の準備

以下の書類をご用意ください。

- (5) 貸付実行時の返済計画表の写し
- (6) 返済事実が確認できる書類(通帳の写しなど)
- (7) 浜松市に事業実態があることが確認できる書類(登記簿謄本、確定申告書など)
- (8) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写しまたはそれに代わる書類

3. 書類の提出

必要事項を記入のうえ、(1)～(8)の書類を下記まで郵送にてご提出ください。

【郵送先】

〒430-0944
浜松市中区田町324-3
(EPO浜松ビル3階)
浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連
償還利子補助金事務局

※令和3年8月31日(火)までの消印有効

3. 必要事項の入力

申請フォームの内容に沿って、必要事項を入力し、申請してください。

2で準備した(5)～(8)の書類については、スキャナまたは写真等で取り込み、添付してください。

※必ず鮮明に文字が読める状態のデータを添付してください。

※令和3年8月31日(火)24時00分まで
(期限にて申請フォームは閉鎖いたします。)

※詳細はホームページをご確認ください。よくある質問(FAQ)等を掲載しております。